

横浜市内の障害児通所支援事業所 管理者 様

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

【新型コロナウイルス関連】分散登校等における障害児通所支援事業所の対応について（通知）

本市の児童福祉施策の推進につきまして、格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、現在新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出され、横浜市立学校においても、分散登校や午前または午後みの登校など、様々な形態の登校（以下「分散登校等」という。）がなされています。今般、国から分散登校等にかかる報酬について新たな通知が発出されましたので、本市も同様の運用とすることとし、対応等について通知します。

また、本通知に伴い、「令和 3 年 8 月 25 日付 こ障福第 1400 号【新型コロナウイルス関連】横浜市内の障害児通所支援事業所の対応について（通知）」の「3 学校が臨時休校、短縮授業、分散登校になった際の学校休業日単価」の取り扱いは廃止します。

なお、今後、情勢の変化により国や県から新たな考え方が示され、対応を変更する必要がある場合は、随時お知らせします。

1 学校が臨時休校、短縮授業、分散登校になった際の学校休業日単価について

通常、児童毎に、登校日か否かで判断をお願いしていましたが、9 月サービス提供分から、分散登校等にあたり、通常の授業の終了後の 利用開始時間より前から利用する児童については、登校日か否かに関わらず、学校休業日の利用に該当するものとして、学校休業日単価を適用して差し支えないこととします。

なお、本通知に基づき、分散登校等であっても、通常の放課後と同様のサービス提供時間となる場合は、放課後単価となります。また、請求にあたってはあらかじめ、保護者の説明をお願いします。

(例)

- ・分散登校等が実施され、通常の利用開始時間より前から  
サービス提供した児童（登校日か否かに関わらず） → 学校休業日
- ・分散登校等が実施されたが、通常の利用開始時間どおりに  
サービス提供した児童（登校日か否かに関わらず） → 放課後
- ・学校の臨時休業措置中 → 学校休業日
- ・新型コロナウイルス陽性者の発生等で学校が臨時休業した場合 → 学校休業日

※ 分散登校等の児童と、それ以外の児童が混在する場合、上記の考え方にに基づき、各児童毎に報酬を算定します。

※ 学校等の臨時休校等に伴い、臨時的に営業時間を延長して学校休業日単価でサービス提供する場合、開所時間減算は適用しないこととします。

※ 新型コロナを理由として児童が自主的に学校を休み、サービス提供した場合も、通常の利用開始時間より前からサービス提供した場合は、学校休業日単価で差し支えありません。

※ 「通常の利用開始時間」とは、分散登校等ではない日の、その児童の学校の授業の終了時間から想定される、事業所の利用開始時間のことを言います。

## 2 その他

本通知の特段の記載がない事項については、当面の間、国からの通知のとおりとします。

【担当】 横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電話 045-671-4274

FAX 045-663-2304

**【参考】** 新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業等補助金(サービス継続支援事業・連携支援事業)

社会福祉施設等における感染拡大防止策の支援策として、「障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業」を実施する予定です。詳細については準備が整い次第、あらためて通知します。

各〔都道府県  
市町村〕 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて  
(令和3年9月22日版)

新型コロナウイルス感染症については、依然として全国的に厳しい感染拡大状況が継続しており、引き続き、放課後等デイサービス事業所においても、事業所内での感染拡大防止に向けて、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図ることが重要です。

学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）をいう。以下同じ。）において、夏季休業期間を終え、新学期が開始される中で、地域の感染拡大の状況により、分散登校や午前又は午後のみでの登校など、様々な形態の登校（以下「分散登校等」という。）が行われているものと承知しています。

このため、分散登校等により通常どおりの授業が行われない日の報酬の取扱いについて、令和3年9月サービス提供分から、下記の取扱いとします。

なお、これまでも可能としてきた、

- ・ 定員を超過して児童を受け入れた場合や人員基準を満たさない場合でも減算を適用しないこと
- ・ 電話等による代替的な支援であっても事業所に通所して支援をしたときと変わらず報酬の対象とすること

等の取扱いについても引き続き可能であるところ、令和2年6月30日付け事務連絡でお示した「障害児通所支援に係るQ&A」（令和2年6月30日版）については、別紙の通り、今回お示しする取扱い等を踏まえて更新したので、執務の参考としてください。

なお、別紙のQ&Aは障害児通所支援について特にお示しすべきものをまとめたものであり、このほか、これまでお示ししてきた障害福祉サービス等に共通する取扱いも引き続き有効である点に御留意ください。

(厚生労働省ホームページ 障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00097.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html)

記

- ・ 放課後等デイサービスを通常の授業の終了後の利用開始時間より前から利用する障害児については、学校休業日の利用に該当するものとして、学校休業日の報酬を適用する。

- 本取扱いは個々の障害児の利用開始時間に応じた取扱いであり、通常の授業の終了後の利用開始時間より前から利用する障害児と、通常の授業の終了後の利用開始時間から利用する障害児が混在する場合、前者は学校休業日の報酬を、後者は授業終了後の報酬を算定するものとする。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL：03-5253-1111（内線3037, 3102）

FAX：03-3591-8914

E-mail：[shougaijishien@mhlw.go.jp](mailto:shougaijishien@mhlw.go.jp)

(別紙)

障害児通所支援に係るQ & A (2021年9月22日版)

今回追記箇所は赤字下線

**1 当面継続する柔軟な取扱い**

**(1) サービス提供職員欠如減算・定員超過利用減算等の取扱い**

Q 1. 当面は、定員を超える児童を受け入れても、定員超過減算を適用しない取扱いが可能でしょうか。

また、定員を超過して受け入れる場合、受け入れた児童数に応じた職員を配置する必要がありますか。

A 1. 新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、様々な状況が生じることから、新型コロナウイルスに関連した理由から定員を超える児童を受け入れる場合があっても、定員超過減算を適用しない取扱いとしますが、事業所の人員・空間を考慮し、児童の衛生面・安全面に配慮するようにしてください。

受け入れに当たっては児童数に応じた職員を配置していただくことが望ましいですが、やむを得ず配置できない場合であっても減算は適用しません。

なお、地域の事業所を分散利用させることによって定員超過を回避できるような場合は、自治体の福祉部局が可能な範囲での利用調整を行っていただくようお願いいたします。学校等が臨時休業をするときは、教育委員会等と連携して取り組むようお願いいたします。

Q 2. 人員基準を満たさなくても、サービス提供職員欠如減算や児童発達支援管理責任者欠如減算が適用されない取扱いが可能とのことですが、他事業所への応援、子どもの預け先の確保等の問題で短時間の勤務等のほか、職員本人の罹患や職員家族の罹患による在宅待機等により、やむを得ず出勤できないことによって欠員になる場合も含まれますか。

A 2. 含むとして差支えありません。

## (2) その他の加算の取扱い

Q 3. 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」（令和2年4月9日付事務連絡）の問6で、基準以上の人員配置や有資格者等の配置により算定可能となる加算について、新型コロナウイルス感染症への対応により、一時的に加算の要件を満たさなくなった場合であっても、利用者への支援に配慮した上で、従前の（新型コロナウイルス感染症への対応前の配置に基づく）加算を算定することは可能とされていますが、放課後等デイサービス及び児童発達支援の加算で該当するものを具体的にお示し下さい。

A 3. 児童指導員等加配加算、専門的支援加算、看護職員加配加算、福祉専門職員配置等加算が該当します。

Q 4. 人工内耳装用児支援加算、家庭連携加算、事業所内相談支援加算（I・II）、食事提供加算、利用者負担上限額管理加算、欠席時対応加算、医療連携体制加算、送迎加算、関係機関連携加算及び保育・教育等移行支援加算は、算定要件に示す内容を実施しないと算定できませんが、人員体制等を縮小して通所による支援を行うときや、代替的な支援として訪問や電話等で支援を行うときの取扱いをお示し下さい。

A 4. 食事提供加算、利用者負担上限額管理加算、欠席時対応加算及び送迎加算は、特例的な取扱いはありません。なお、電話等による代替的な支援を行ったときは欠席時対応加算の算定はできません。

人工内耳装用児支援加算は代替的な支援を行った場合であっても算定可能です。

家庭連携加算及び事業所内相談支援加算（I・II）は、障害児及びその家族等に対する相談援助を行うこと等を要件としていますが、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、電話等の代替的な支援により基本報酬の算定も可能としているところ、家庭連携加算についても、訪問ではなく電話等による実施も可能です。

通所による支援を電話等により代替的に実施する場合、家庭連携加算及び事業所内相談支援加算（I）の算定要件としての相談援助等と混在することが想定されますが、このような場合、基本報酬とこれら加算のいずれも算定可能です。ただし、これらの加算の他の算定要件は満たす必要があるため、個別支援計画で家庭への相談援助等が必要であることや、月の算定回数の上限がある点は留意してください。

家庭連携加算は、障害児の居宅等を訪問して相談援助を行うこと等を要件としていますが、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、電話等による代替的な方法で相談援助を実施することも可能です。なお、この取扱いは、従来から個

別支援計画で、居宅等を訪問して相談援助を実施することを位置づけている場合に限るもので、従来から事業所内相談支援加算（Ⅰ）を算定している場合に、電話等による相談援助を行った場合も家庭連携加算を認めるものではありません。

医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅶ）は、医療機関等との連携により障害児に対して看護等を行うこと等を要件としていますが、看護職員等が障害児の居宅を訪問して支援を行う場合であっても、その他の要件を満たす場合は本加算を算定可能です。また、医療連携体制加算（Ⅵ）については、ICT 機器を用いるなどして、障害児の居宅を訪問した認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合も算定可能とします。医療連携体制加算（Ⅵ）以外については、ICT 機器等を用いても看護等を行うことはできないため、算定はできません。

関係機関連携加算は、特例的な取扱いはありません。なお、従来から skype 等を活用した対面以外での会議の実施も妨げてはいません。

保育・教育等移行支援加算は、退所後 30 日以内に居宅等を訪問して相談援助を行うこと等を要件としていますが、本加算は児童発達支援等の事業所を退所し、保育所等に通うことになった児童を対象として実施するもので、実際の児童の様子等を見て評価することが重要であることを鑑み、電話等による方法での算定はできません。

ただし、退所後 30 日以降に居宅等を訪問して相談援助を行った場合は算定可能です。

Q 5. 看護職員加配加算、栄養士配置加算、特別支援加算、強度行動障害児支援加算及び延長支援加算については、体制の届出に加え、実際に児童に支援を行うことが算定要件となっていますが、人員体制等を縮小して通所による支援を行うときや、代替的な支援として訪問や電話等で支援を行うときの取扱いをお示し下さい。

A 5. 栄養士配置加算、特別支援加算及び強度行動障害児支援加算については、従前から当該加算の算定を行っていた児童に限り、看護職員等の算定要件となる職員が不在のときに算定要件ではない職員が行った支援について、その後の記録等を算定要件となる職員が確認し、必要な指示等を行った場合は算定可能です。このとき、栄養士配置加算については通所により実際に食事提供がされない場合は算定できませんが、その他の加算については、代替的な支援の場合でも算定可能です。

延長支援加算については、A 20 のとおり届出がされていない場合も柔軟な運用をお願いするところですが、8 時間以上の営業時間において支援を行う等のその他の要件については、特例的な取扱いはありません。

なお、事業所を縮小し、一部の児童は通所により 8 時間以上の営業時間で支援を行い、一部の児童は営業時間外に電話等による代替的な支援をすることも考え

られます。このような場合は要件を満たすものとして算定可能です。ただし、通所による8時間以上の営業時間における支援をしておらず、電話等による代替的な支援のみを行っている場合は算定できません。

Q 6. 個別支援計画未作成減算、自己評価結果等未公表減算、開所時間減算、身体拘束廃止未実施減算についてはどのように取り扱うべきでしょうか。

A 6. 個別支援計画未作成減算については、令和2年1月以前から減算に該当する要件が生じている場合、その状況が解消されるまで減算するものとします。ただし、2月以降に、新型コロナウイルス感染症への対応のため、個別支援計画の作成が困難となっている児童がいるため、新たに個別支援計画未作成減算の要件に該当した場合は、本減算を算定しないものとします。

自己評価結果等未公表減算については、令和2年1月以前から減算に該当する要件が生じている場合、その状況が解消されるまで減算になります。ただし、自己評価はおおむね1年に1回は実施することとしているところ、実施時期が2月以降に、新型コロナウイルス感染症への対応のため、自己評価が困難となっている場合は、本減算を算定しないものとします。

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、開所時間を縮小している場合、開所時間減算は算定しないものとします。

身体拘束廃止未実施減算については、特例的な取扱いはありません。

Q 7. 国民健康保険団体連合会に請求や審査を委託している場合で、加算や減算の特例的な扱いをする上で留意すべきことはありますか。

A 7. 以下の加算については、臨時的な対応として、以下のとおり請求してください。

○ 保育・教育等移行支援加算の「移行日」と「移行後算定日」を30日より離れた日付で算定する。

上記については、支援を実施後に当初支援を予定していたサービス提供年月で請求してください。

なお、「移行日」には実際に移行した日を記入していただき、「移行後算定日」には「移行日」から30日以内の当初支援を予定していた日付を記入してください。その上で、請求明細書の摘要欄には実際の「移行後算定日」を記入するようにしてください。

例： 4/10に移行。5/1に支援予定。実際に支援したのは6/30。この場合、「移行日」に4/10。「移行後算定日」に5/1。摘要欄には6/30を記入。

なお、本回答は公益社団法人国民健康保険中央会と協議済みであることを申し添えます。

### (3) 代替的な支援の取扱い

Q 8. 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月20日付け事務連絡）や「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」（その3）（令和2年2月28日付け事務連絡）における「できる限りの支援」とは、具体的にはどのような支援を指すのですか。

A 8. 新型コロナウイルス感染症を予防するための欠席希望の場合で、事業所が居宅への訪問、音声通話、Skype その他の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能です。

保育所等訪問支援については、従前から保育所等訪問支援を実施していた児童に限り、通常のと時の利用回数を限度として、新型コロナウイルス感染症を予防するための欠席希望の場合、居宅等への訪問、音声通話、Skype その他の方法で児童の健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合にも報酬算定して差支えないものとします。

なお、障害児通所支援事業所が児童の健康管理や相談支援等を行うことは、家庭の孤立化防止や、支援が必要な状況になった際の適切な介入のきっかけとなることから重要です。また、当該児童の円滑な通所等の再開のためにも、事業所と保護者、児童がコミュニケーションを継続することが望ましいと考えています。

具体的には、障害児とその保護者が安心して自宅にとどまっただけのよう、保護者の理解を得つつ、以下の例を参考に、個々の状況に応じた支援を実施していただきたいと考えています。

（具体的なサービス内容の例）

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所ではできない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

また、こうした健康管理や相談支援を行うことにより通常のサービス利用とみなされ利用者負担が発生することについて保護者へ説明するとともに、単なる欠席連絡（その後の支援については不要と保護者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされないことに注意してください。

Q9. Q8における「電話その他の方法」として、メールやLINE等のコミュニケーションアプリを活用することは可能でしょうか。

A9. A8のとおり、障害児通所支援が児童の健康管理や相談支援等を行うことは、家庭の孤立化防止や、支援が必要な状況になった際の適切な介入のきっかけとなることから重要です。また、当該児童の円滑な通所再開のためにも、事業所と保護者、児童がコミュニケーションを継続することが望ましいと考えています。

コミュニケーションの方法としてメール等を活用することについては、メール等では、保護者や本人の声や表情から思いを汲み取りながら、必要な助言などを行うことが困難あり、基本的には、支援は居宅への訪問や電話等（A8に示す方法）で行うことが望ましいと考えます。

一方で、放課後等デイサービス事業所における支援の状況を鑑み、放課後等デイサービスについては、例えば、日中児童を祖父母に預かってもらい保護者が出勤している場合など、保護者の事情により電話対応が困難でメール等による連絡を望む場合には、メール等による支援も報酬の対象として認めることとします。その場合であっても、電話等による支援と同様に、保護者の理解を得つつ、以下の例を参考に、個々の状況に応じた支援を実施していただきたいと考えています。

（具体的なサービス内容の例）

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所ではできない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

以上のような内容について、保護者や児童への相談や、適宜個々に配慮した助言を行う。

支援はあくまで個々の状況に応じて行うものであることから、以下のような支援は報酬の対象としては認めません。

- ・ 同一の内容をメール等で利用者へ送信する。（同一の内容を送信した場合であったとしても、それに対する保護者からの返事に個別に対応した場合は報酬の対象と認める。）
- ・ 個別にメール等を送った後、保護者等から応答がなく、状況の把握を行わないままにしている。

Q10. メール等によるやりとりは日をまたぐ場合も想定されます。この場合の報酬の算定はどのようにすれば良いでしょうか。

A10. メール等による支援に対する一連のやりとりをもって、支援の提供がなされた

ものと考えますので、日をまたいで保護者等から応答があっても、1日の報酬として算定してください。事業所からの再度のメール等が翌日以降になったとしても、当初の支援に付随する単なる挨拶のやりとりなどは、2日目の報酬としては認められません。（1日目にのみ報酬として算定。）

なお、メール等による支援の報酬の算定日は、支援のやりとりを開始した日としてください。

Q11. 放課後等デイサービスの通常の支援の提供に代えて、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合、放課後等デイサービスではなく居宅訪問型児童発達支援の実施扱いで報酬算定することは可能ですか。

A11. 居宅訪問型児童発達支援事業所として指定を受けていなければ、居宅訪問型児童発達支援としての報酬を算定することはできません。

なお、新型コロナウイルス感染症のために居宅訪問型児童発達支援を利用する必要が生じる障害児が増加することが想定されることから、そうした児童から居宅訪問型児童発達支援のサービス利用の希望があった場合には、本Q & AのQ13、Q15等を参考に、支給決定等における柔軟な取扱いの配慮をお願いいたします。

#### (4) 支給決定その他の取扱い

Q12. 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、学校等が臨時休業することがあります。このようなとき、家庭の状況等によっては障害児通所支援の利用ニーズが増大することも想定されますが、支給決定（支給量の変更を含む。以下同じ。）に当たっての判断基準はありますか。

A12. 新型コロナウイルスの感染が拡大した地域において学校等が臨時休業する場合の放課後等デイサービス及び児童発達支援の運営に係る考え方は、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての障害児通所支援事業所の対応について」（令和2年4月2日付け事務連絡）にお示ししており、その他の障害児通所支援についてもこの内容を踏まえた対応をお願いします。

当該事務連絡では、必要な者に支援が提供されないということがないようにしていただくことを求めており、様々な事情により自宅等で1人で過ごすことができない児童の居場所づくり等の観点も含め、柔軟に支給決定を行っていただきますようお願いいたします。

Q13. 学校等の臨時休業その他新型コロナウイルスに関する理由により、急遽、支給決定の支給量を超えて、障害児通所支援を利用する必要性が生じた場合、支給量を超えて利用することは可能ですか。

A13. 可能です。児童福祉法第21条の5の8第2項に、市町村の職権により行う通所給付決定の変更についての規定があるので参考としてください。

また、学校が臨時休業をするなど、市町村内で多くの障害児が支給量を超えて利用する必要性が生じた場合は、市町村の裁量において、支給量の増減に当たって保護者等からの申請を省略し、職権で行う取扱いとしていただいで差支えありません。

なお、緊急対応を要する時期が経過した後は、可及的速やかに障害児支援利用計画の見直しを行ってください。

Q14. 学校等の臨時休業その他新型コロナウイルスに関する理由により、急遽、障害児通所支援を利用する必要性が生じた場合、事業所と契約を結んでいない児童の受け入れを可としても構いませんか。

契約事業所と同一法人の別事業所でサービス提供を受ける場合はどうですか。

A14. 指定権者の裁量において、契約に当たって本来必要な最低限の手続きを事後的にさせていただき取扱いとして差支えありません。

また、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、手続きに支障がなくなったときは、速やかに契約を結んでいただきますようお願いいたします。

Q15. 学校等が臨時休業その他新型コロナウイルスに関する理由により、急遽、指定申請上のサービス提供日やサービス提供時間を変更する必要性が生じたとき、運営規定等の変更をせずサービス提供することは可能ですか。

A15. 本来は運営規程等を変更する必要があると思いますが、必要な届け出を事後的に行うことを認める等、柔軟なサービス提供が可能となるよう、配慮をお願いいたします。

ただし、利用者の混乱を避けるため、利用者全員に対して変更の周知を行っていただきますようお願いいたします。

Q16. 新型コロナウイルスの感染拡大防止等のため、あらかじめ届け出た場所と別の場所でサービス提供を行うことはできますか。

A16. 可能として差支えありません。柔軟なサービス提供が可能となるよう、必要な届け出を省略することも差し支えありません。

Q17. 新型コロナウイルスの感染拡大防止等のため、指定申請時に届け出ていた職員が同一法人内で別事業所へ出勤したり、急遽新たな職員を雇用して支援を行う場合、体制届等の変更を省略してもよい取扱いにしても差支えありませんか。

A17. 指定権者の裁量において、新型コロナウイルスの感染拡大防止等のため緊急の対応が必要なときは、本来必要な届出を事後的に行うことを認める等の取扱いとしていただいて差支えありません。

Q18. 学校等が臨時休業するなどして長時間の支援が必要となったとき、事業所の受入体制で午前のみ、又は午後のみしか受入ができない場合に、1人の児童が午前と午後にそれぞれ1か所ずつ、1日に2カ所の事業所を利用することができますか。

A18. やむを得ないと認められる場合は差支えありませんが、あらかじめ事業所間で調整し、請求を行う事業所はどちらか1か所のみとしてください。

事業所間の調整に当たっては、上限額管理事業者において利用者の利用状況を把握していただく等、重複請求が生じないよう都道府県等による周知をお願いします。

なお、事業所間の協議により、いずれか1か所の事業所に支払われた報酬について、事業所間の協議により按分等の方法で分配していただくことは可能です。

Q19. 報酬算定に当たって事前の届出が必要な加算について、届出をせずに請求を行うこととしても差支えありませんか。

A19. 指定権者の裁量において、学校等の臨時休業その他新型コロナウイルスに関する理由により、緊急の必要があるときに、本来必要な届出を事後的に行うことを認める等の取扱いとしていただいて差支えありません。このとき、指定権者においては、指定事業所の台帳情報を更新して加算算定可能にしておく必要がある点に御留意ください。

特に、学校が臨時休業をする地域では、通常の営業時間と異なる時間のサービス提供を行うケースが多くなると考えられることから、延長支援加算の適用についてはご配慮ください。

## 2 学校等が臨時休業するときの柔軟な取扱い

Q20. 新型コロナウイルスの感染防止対策のため、学校が分散登校等を行うことにより、通常の授業の終了後の利用開始時間より前から利用する障害児についての報酬は、授業終了後の報酬と、学校休業日単価のいずれを算定するのでしょうか。

A20. 学校休業日単価を算定するものとします。(令和3年9月サービス提供分からの取扱い)

Q21. 学校休業日単価となることにより、1日の開所時間が6時間未満の場合は開所時間減算が発生しますが、通常どおり適用しますか。

A21. 開所時間減算については基本的に通常どおり適用されるべきですが、職員配置や利用に係る調整を行う必要があると考えられることから、市町村の判断により開所時間減算を適用しない取扱いを適用しても差し支えありません。

Q22. 学校の臨時休業に伴い、放課後等デイサービス事業所の人員配置等が整わない中で、医療的ケア児等、感染症のリスクが高い児童を含め、児童の受け入れが求められる場合も想定されますが、人員配置等が整っていないことを理由に、受け入れる児童の数を少なくしたり、事業を休業することができますか。

A22. 可能です。

なお、「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ & Aについて（その2）」（令和2年6月30日付け事務連絡。以下「旧Q & A」という。）に掲載されており、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等を踏まえ、本Q & Aで修正又は削除したQ & Aは以下のとおりになります（番号は旧Q & Aのものです）。

【 Q 3、Q 4、Q 7、Q 11、Q 21、Q 23、Q 24、Q 26、Q 27、Q 28 】

学 校 長  
校 長 代 理

教 育 長

### 爆発的な感染拡大に伴う市立学校の段階的な教育活動の再開について

今般、神奈川県に対して発令されている緊急事態宣言が、9月12日まで延長されました。新型コロナウイルス感染症については、デルタ株の置き換わりが進む中で、新規感染者数が急増しており、これまでに経験したことのない感染拡大の局面を迎えています。

本市の学校関係者の新規感染者報告は、この夏季休業期間だけで令和2年度一年間の感染者数を超えています。(令和2年度一年間で755人、令和3年7月21日から8月19日の間の児童生徒のみで808人)

デルタ株は、これまでの新型コロナウイルスとは全く違い、ウイルスの排出量は従来株の1,200倍、その感染力は従来株の2倍、インフルエンザの3倍とされています。人が接すれば、いつでもどこでも感染する可能性があります。

これまでも、各学校においては、児童生徒の安全・安心な教育活動のために、様々な感染拡大防止措置を講じていただいておりますが、市中の爆発的な感染拡大を踏まえ、改めて、「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」等に基づき、引き続き感染予防のための取組を徹底していただくようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見・いじめの防止に向けた取組についても、引き続き各学校において適切な対応をお願いします。

一般的に感染者となること自体に責任はありませんが、感染が拡大している今般の状況にあっては、教職員による複数人・長時間の会食や飲酒を伴う懇親会等は引き続き、厳に慎んでいただくようお願いいたします。

学校教育を継続させるため、児童生徒の教育活動外での、グループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊などの感染リスクの高い行動は、週休日等であっても自粛し、不要不急の外出は控えるよう指導するとともに、保護者の理解を得るようお願いいたします。

なお、今後、国または県から対応等の要請があった場合や、感染状況等により、学校における措置等を変更する必要がある場合は、改めて通知します。

## 1 8月末までの臨時休業措置及びその間の児童生徒の健康観察の実施について

多くの学校が8月27日(金)から始業になりますが、8月31日(火)まで臨時休業とします。その間、学校はロイロノート・スクール等のオンラインツールまたは電話等により、各学校が児童生徒の健康状態や感染動向を把握する期間とします。

新型コロナ感染症対策において、健康観察は大変重要であり、有効な対策です。

保護者の皆様にも、感染爆発の現状と、健康観察の重要性・有効性を御理解いただき、御協力いただくよう、周知徹底を図ってください。

最近では、わずかな風邪症状（咳・喉の痛み、頭痛・発熱、腹痛、倦怠感等）でも、検査をしてみると陽性であることが数多く見られます。より慎重な健康観察が求められ、少しでも本人や同居の方に風邪症状が見られる場合には登校を控え、医療機関を受診するようお知らせください。（主な感染経路が家庭内感染となっています。）

なお、臨時休業期間中については、給食の提供がない期間でもあることから、放課後事業を利用する児童生徒の緊急受入れを、午前中及び喫食が終わるまで実施するようお願いいたします。

また、特別支援学校においては、保護者の就業等の事情やその他家庭での対応が困難な場合については児童生徒の緊急受入れを行います。その際、本来、給食提供をする日であった場合は、給食の提供をお願いします。

## 2 感染者が出た場合の学級閉鎖等の対応について

感染状況及び区福祉保健センターの逼迫状況を踏まえ、教育委員会による感染症対策として、次の項目のいずれかの条件に該当した場合、該当した日から一週間程度、学級閉鎖等休業の措置とすることにします。

また、学校での活動の状況等を踏まえ、学校内で当該学級以外に感染が広がっている可能性が高いと判断された場合は、必要に応じて、学年単位又は学校全体の臨時休業を実施します。

- ①複数名の感染が判明した場合
- ②1名の感染が判明するとともに、複数名に発熱等風邪症状がある場合
- ③その他教育委員会が必要と判断した場合

## 3 教育活動の実施について

感染状況が深刻であることから、9月1日(水)から9月12日(日)までは、次のとおり実施します。

### (1) 短縮授業の実施とオンライン学習の準備

教育活動を行う時間を 小学校、中学校及び義務教育学校においては14時30分までとします。（授業の1単位時間を5～10分程度短縮して換気の頻度を増やすなどの取組を行うことなどを想定していますが、実施については各学校の実情に応じて行ってください。）

学級閉鎖等の際のオンライン学習の準備や、時間短縮の取組として、各学校の状況に合わせて以下の例のように取り組んでください。

(例1) 昼食後帰宅して、午後はロイノート・スクールを活用した学習動画や「はまっ子デジタル学習ドリル」など、双方向のオンライン学習に取り組む。

(例2) 昼食後の授業について、特別教室を活用するなど学級を分散して、学校内でオンライン授業に取り組む。

(例3) 昼食終了後、短い5校時を行う、または帰宅する。帰れない場合は14時30分まで学校で受入れる。

\*放課後事業の開所時間の前倒しは行われなため、対象児童生徒は14時30分まで学校で受け入れるようお願いします。

\*高等学校・附属中学校においては、県立学校と合わせ、1コマ50分の授業を40分に短縮するなどの対応を行うようお願いします。

\*特別支援学校については小・中学校等、高等学校の取扱いも参考にし、各校の実情や児童生徒の状態に応じて、短縮授業等を検討してください。

\*一人一台端末を家庭に持ち帰り、学習に活用できるようにします。就学援助世帯には、モバイルルータの貸出もできます。

## (2) 活動の単位について

活動は、学級単位とし、学年・学校全体での活動は行わないでください。

## 4 給食について

様々な環境下の児童生徒がいる中で、一定の食の保障が必要であることから、給食は予定通り9月1日から提供することを前提に、食事中に窓・扉を全開にして空調をつけ、より一層の換気を徹底するなどの対策を行います。

## 5 部活動について

8月23日(月)から9月12日(日)まで停止とします。(※高等学校は8月27日から)

ただし、9月12日までに県・関東・全国大会の上位大会等及びそれにつながる予選会等に出場する部活動については、部活動の活動内容に応じた更なる感染予防対策を徹底した上で、活動を可とします。活動する際には、大会に出場する部員のみにするなど、人数を最小限にします。特別支援学校は、中学部は中学校、高等部は高等学校の取扱いに準じてください。

**<ただし書きに該当がある部活動が活動する場合>**

中学校 : 週3日(土日含む、土日の活動はいずれか1日)、90分

高等学校 : 平日の放課後のみ週4日、90分

※活動時間は、準備・片付けなども含めた時間です。

## 6 教職員のサービスについて

休校期間中及び短縮授業期間中については、学校内や出退勤時の人流抑制、接触機会の低減のため、フレックスタイム制度の活用等のほか、教職員の7割を目標に、学校運営に支障のない範囲で自宅勤務を命じることが出来るものとします。

## 7 学校開放について

学校開放事業は **8月23日（月）から9月12日（日）まで中止** とします。

また、8月23日以降当面の間、学校開放の利用に係る新規予約については、受付を停止します。

学校開放予約管理システム利用校は、新規に申し込む予約の入力は中止してください。（予約管理システムを利用していない学校も新規の予約をしないでください。）

学校長は、施設管理者として緊急事態宣言期間外においても、学校や地域の状況に応じて、開放の中止や使用許可の取消しをご検討ください。また、休業や部活動が中止となる場合は、学校開放事業を中止してください。

## 8 放課後児童育成事業について(キッズクラブ、児童クラブ(学童)、はまっ子(特支))

感染防止策の徹底を行いつつ、原則として開所しますが、感染リスクの高いおやつを提供は原則行わないものとし、利用児童の状況等に応じて提供を行います。

また、キッズクラブについては、「遊びの場」として実施している区分1の利用は停止し、受入れは留守家庭児童である区分2の児童のみとします。

横浜市内の障害児通所支援事業所 管理者 様

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

## 【新型コロナウイルス関連】横浜市内の障害児通所支援事業所の対応について（通知）

本市の児童福祉施策の推進につきまして、格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、現在新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出され、横浜市立学校においても、別添のとおり臨時休業等が予定されています。また、本市の放課後等デイサービスにおいても、クラスターが複数発生するなどしています。

つきましては、改めて対応等について通知します。なお、今後、情勢の変化により国や県から新たな考え方が示され、対応を変更する必要がある場合は、随時お知らせします。

### 1 サービス提供等について

#### (1) 事業所でのサービス提供

原則、感染予防を徹底の上、引き続き開所をお願いします。

感染予防等については、正しい知識をすべての職員が理解することが重要です。必要に応じ、国から示されている「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用ください。

また、引き続き、感染拡大につながる恐れのあるプログラムの実施は避けてください（混雑した場所へ外出、調理プログラム、外食、他事業所と合同の行事、閉鎖された遊戯施設等に不特定多数の方々と滞在、等）。

感染拡大の防止を念頭に置き、現在の社会情勢に応じた障害児通所支援事業におけるプログラムとしてふさわしい内容をご検討ください。

#### (2) 利用児童の受入れ

事業所での密を回避するため、状況に応じ、引き続き、保護者に協力を求めても差し支えありません。（利用日数や利用時間の短縮、支援方法をオンラインに切り替える、等）

なお、この対応は利用制限を求めるものではありません。各事業所での支援方法やプログラム内容、児童や家庭の状況に応じ、ご対応ください。

#### (3) サービス提供の縮小、休業を検討する場合

以下の順でご検討をお願いします。

- ① 営業時間の短縮や支援方法の変更等、サービス提供の縮小による営業継続を検討
- ② 検討の結果、縮小して実施することも困難な場合、事業所の臨時休業を検討
- ③ 臨時休業等を行う場合
  - ・必ず利用児童の保護者に説明、必要に応じて可能な限り他事業所の利用調整
  - ・あらかじめ、横浜市宛て電話にて報告（短期間の休業であれば休止届は不要）
  - ・臨時休業中においても、家族の孤立防止や、児童や保護者のストレスの緩和等のために、必要に応じて、電話や訪問等による相談支援の実施の検討

## ~~2 事業所の開設状況についての報告のお願い~~

~~令和3年8月25日（水）時点における、事業所の今後の運営予定について、以下によりご報告をお願いします。~~

~~<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?id=1628822371758>~~

## ~~3 学校が臨時休校、短縮授業、分散登校になった際の学校休業日単価について~~

~~臨時休業中については、学校休業日単価で請求して差し支えありません。学校再開後については、通常通り、児童毎に、登校日か否かで判断をお願いします。~~

~~(例)~~

- ~~・学校の臨時休業措置中 → 学校休業日~~
- ~~・新型コロナウイルス陽性者の発生等で学校が臨時休業した場合 → 学校休業日~~
- ~~・分散登校が実施され、登校不要日にサービス利用した場合 → 学校休業日~~
- ~~・〃、登校日に サービス利用した場合 → 放課後~~
- ~~・短縮授業の日に、サービス利用した場合 → 放課後~~
- ~~・児童が自主的に学校を休み、サービス利用した場合 → 放課後~~

~~※ 学校等の臨時休校等に伴い、臨時的に営業時間を延長して学校休業日単価でサービス提供する場合、開所時間減算は適用しないこととします。~~

## 4 児童や職員に感染が確認された場合の対応について

本市においても、国が発出している「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」と原則同様の取扱いとします。あわせて、「令和2年7月16日付こ障福第1177号横浜市立学校において新型コロナウイルスが発生した場合の対応について」等に基づいて対応をお願いします。

## 5 いわゆる「代替的な支援」の提供について

これまでの取扱いにおける、利用児童の居宅への訪問や電話等での健康管理や相談支援等の代替的な支援（以下「代替的な支援」とします。）について、当面の間、引き続き提供することは可能です。以下の点に十分留意のうえ請求してください。（国の障害児通所支援に係るQ&A p.7「(3) 代替的な支援の取扱い」以降を、必ずご確認ください。）

自宅での様子伺いや児童の健康管理を行う代替的な支援は、原則として、児童の身体状況等によって登校等が困難な場合や、事業所への通所も困難である等の場合に、保護者に対して説明、同意を得た上で実施してください。

### (1) 支援内容について

現在の社会情勢に鑑み、新型コロナウイルス感染症の予防等を理由として、オンラインで代替的な支援を提供することは差し支えありませんが、一時的な措置であることを保護者とも確認の上、実施してください。

なお、利用者負担軽減の取扱いはありません。

### (2) 報酬の対象とするための条件

ア 当該児童が新型コロナウイルス感染症の予防等のため、当初利用予定日に事業所に通所していないこと

イ 居宅への訪問、電話、ビデオ通話等により支援を行うこと

- ウ 「通常のサービス利用とみなされること」及び「利用者負担が発生すること」について、事前に保護者へ説明し、同意を得ること
- エ 実績記録票に、「訪問（電話等）による支援であること」及び「支援を行った時間」を記載し、保護者の押印を得ること
- オ 相談内容等について記録すること

### (3) その他

- ア これについて、「〇〇分以上支援をしなければならない」といった制限は設けませんが、通常の欠席連絡にとどまる場合には、欠席時対応加算での対応としてください。
- イ 代替的な支援の増のみを目的とした支給量の増は、原則として、行いません。
- ウ 原則として、当初利用予定日に代替的な支援を提供してください。電話の行き違いや保護者の都合等で当初利用予定日に代替的な支援が行えなかった場合、数日内の支援の実施であれば当初利用予定日に算定してください。このとき、サービス提供実績記録票は算定した当初利用予定日に記入して、備考欄等を実施した日を補記しておいてください。
- エ 支援の内容についての記録については、必ず事業所に備え付けるようにしてください。
- オ 真に必要な支援かどうかを十分に判断し、保護者の同意のないサービス提供や、欠席連絡等を代替的な支援にすることの無いようにしてください。
- カ 事業所からの、個別性のない一方的な連絡（留守番電話への吹き込み、メール・SNS等で連絡を送ったのみで返信がないまま、インターネットサイト・動画を見てもらうだけ）等は、報酬の対象としては認めません。

## 6 人員配置基準等に関する取扱いについて

### (1) 人員配置基準等に関する取扱い

当面の間、国からの通知のとおり継続します。

### (2) 定員超過利用減算等の取扱い

感染拡大の防止という目的及び国の通知の趣旨をふまえ、真にやむを得ない場合等の新型コロナウイルスに関連した理由を除き、安易に定員を超過しないようにしてください。新型コロナウイルスに関連した理由と認められない場合は定員超過減算の対象となります。

なお、一日の受け入れ人数には、事業所での受け入れ人数と、いわゆる代替的な支援を提供した人数の合算が1日の利用実績となりますので、ご注意ください。

## 7 その他

本通知の特段の記載がない事項については、当面の間、国からの通知のとおりとします。

【担当】 横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電話 045-671-4274

FAX 045-663-2304

**【参考】** 新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業等補助金(サービス継続支援事業・連携支援事業)

社会福祉施設等における感染拡大防止策の支援策として、「障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業」を実施する予定です。詳細については準備が整い次第、あらためて通知します。